

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成21年3月2日（月） 開会時間 午前10時4分  
閉会時間 午後1時25分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由  
副委員長 河西 敏郎  
委員 土屋 直 清水 武則 大沢 軍治 岡 伸  
武川 勉 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 古屋 知子 教育長 広瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀  
理事 小川 昭二 次長（総務課長事務取扱） 広瀬 猛  
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 神津 孝正 義務教育課長 佐野 勝彦  
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 矢崎 茂樹  
社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 末木 浩一  
スポーツ健康課長 今井 三千雄 学術文化財課長 三枝 仁也

福祉保健部長 小沼 省二 理事 横山 祥子 福祉保健部次長 藤原 一治  
福祉保健部次長 酒井 善明 福祉保健部技監 広瀬 康男 福祉保健総務課長 杉田 雄二  
監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝 幹男 国保援護課長 山本 節彦  
児童家庭課長 市川 由美 障害福祉課長 八巻 哲也 医務課長 山下 誠  
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英 健康増進課長 荒木 裕人

- 議題 第50号 山梨県安心こども基金条例制定の件
- 第51号 山梨県妊婦健康診査支援基金条例制定の件
- 第54号 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例中改正の件
- 第55号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第57号 平成20年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算
- 第58号 平成20年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第64号 平成20年度山梨県営病院事業会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前10時42分まで教育委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ午前11時2分から午後1時25分まで福祉保健部関係(午前11時58分から午後1時03分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第55号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(社会教育費の繰越明許費について)

岡委員 教の18ページ、繰越明許費の関係で文化財保護調査費が1,000万ということですが、この中身はどうなっているのでしょうか。

三枝学術文化財課長 富士山原始林等の関係で測量調査費の分を1,000万円繰り越しをお願いしているところでございます。

岡委員 埋蔵文化財の関係は先ほどの説明中では、なかなか思うようにいかなかったという説明をいただいたんですが、それはもう今後はやらないということなんですか。それとも新年度予算へ盛り込んでいくことなんですか。

三枝学術文化財課長 発掘調査につきましては、国の事業の関係でおくれてできなかった分は、来年度、引き続き行うことになっております。

岡委員 そうすると、新年度予算へ計上されているという考え方でいいわけですね。

三枝学術文化財課長 はい。

(高校生社会奉仕活動推進事業費及び食・くらしを支える専門的職業人育成事業費について)

岡委員 教の8ページで、高校生社会奉仕活動推進事業費の場合、既定予算が300万円で、補正予算が249万9,000円の減額ということで、50万1,000円しか使っていないことになるわけですね。これはどういうことなんだろう、なぜこんなに多額の減額補正をしなければならないのか。次の食・くらしを支える専門的職業人育成事業費につきましても、今、食の問題というのは非常に重要になっているんですが、大きな減額をするということは、どういうことなんだろうと私は感じますので、お伺いします。

滝田高校教育課長 指摘いただいた2つの事業とも、今年度、新規の事業として取り入れさせていただきました。国の委託事業で、当初予算を計上する段階では概要しかわかっていない状態で予算化を行いました。本年度になって正式に事業として動き出す段階で文部科学省等と打ち合わせをし、指導いただく中で事業を確定したものです。特に金額が大きく減る、食・くらしを支える専門的職業人育成事業費につきましては、この事業より先に行われていた、ものづくり人材育成のための専門高校地域連携推進事業費の初年度が1,600万円近い事業費であったため、全く金額がわからない状態の中で1,600万円という事業費を想定しました。その後、

文部科学省の指導をいただく中で、事業内容について精査して、この金額とさせていただきますところではあります。

岡委員　　ここまで来る前にわかったのではないかなと思うわけですが、いつの段階でこの委託事業の金額がわかったんでしょうか。

滝田高校教育課長　　国に申請したのは、昨年度末ですが、国と事業について情報交換等を始めたのが7月です。山梨県にこの事業が委託されると、そのときに確定はいたしましたけれども、予算額についてはまだその段階ではいろいろ指導をいただいておりますので、正確に金額が決まったのは8月と考えています。

岡委員　　その点はわかりました。いずれにしても、8月の段階でわかったということですから、もっと以前にそれなりの対応があったのかなと感じたんですけども、金額が大きかったので質問させていただきました。

（高校施設整備費について）

安本委員　　教の5ページ、学校施設課の高校施設整備費の関係ですが、今回の補正の内容は7校23棟と説明されていましたが、高校の耐震改修については、全体でどれぐらいの進捗率になるのか教えていただきたいと思っております。

神津学校施設課長　　学校の耐震化については、今回補正で7校23棟分計上させていただきましたが、これが来年度中には完了しますと、残っているのが桂高校と谷村工業高校、中央高校の3校になります。あと園芸高校で実習棟が3棟、来年度に予定されておりますけれども、それも合わせると来年度で、耐震化事業が完了することになります。

（美術館運営費及び文学館運営費について）

安本委員　　教の16ページ、17ページですけれども、臨時的事業で県有施設のバリアフリー化の事業費があります。その中で美術館と文学館の建物と庭の間がバリアフリー化になる、また階段についてもバリアフリー化されるとか、障害者用のトイレをという話がありました。以前に県民の方から車いすで美術館に行ったときに、大きな駐車場から建物まで行くのに、建物の雰囲気というのがあるのかもしれないけれども、正門入っていくと非常に回り道になるという意見をいただいております。そのとき確認したところ、インターフォンかなにかがなくて、車いすの方については、職員の方がサポートしてくださるという話も伺ったんですが、大きな駐車場から文学館・美術館へ行くのに、正門を通らないで行く方法はないのかなと私も思ったんです。今回の改修の中でそういったことを検討されているのかどうかお伺いします。

三枝学術文化財課長　　美術館の玄関へ車寄せ等の検討ということだと思いますけれども、やはり美術館の構造上とか景観の問題もありますので、先ほど説明したように、今は車いすで行くとちょっと滑りが悪いということですが、その部分を舗装をすることを考えております。それと、美術館の部分のスロープが少しいつというお話もありますので、もう少し緩やかなスロープをということで考えております。そして、これは現在も行っておりますが、事前に問い合わせがあった場合は、館のすぐ裏手が職員の駐車場になりますので、そこを利用していただき、裏口部分に職員が待っております、案内をさせていただいているということで、今後も同様にしていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 福祉保健部関係

第50号 山梨県安心こども基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第51号 山梨県妊婦健康診査支援基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第54号 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例中改正の件

質疑

岡委員 悪名高いと言い過ぎですけども、この自立支援法が制定された当時から、関係者から、これは問題だ、もとへ戻してもらいたいと言われていたことは御存じだと思うんです。その辺の、つまりここにもありますけれども、移行状況が低調だと、あるいはまた、その後の人材確保が困難だということを含めて、この法律そのものに欠陥があるということは、今までも言われているわけでありませんが、この辺についてお聞きしておきたいと思います。

八巻障害福祉課長 本県の場合、旧法施設というのは134カ所ございしますが、うち平成20年度末の移行見込みが81カ所ということで、60%が今年度中には移行するだろうと見込まれております。また、来年には70%、それから、再来年に80%、23年には、これは新法に移行の期限ですが、100%は行くだろうと想定をしております。

次に人材の方ですが、いいサービスができて、きちんとした知識を持った方々を育てるとするのは重要ですので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

岡委員 これ以上は質問いたしません。いずれにいたしましても、障害者の皆さん方は、あるいはその施設にかかわっている人たちも含めて、何とかもとへ戻してもらいたいという考え方でいます。法律改正は国の問題ですから、ここでいろいろ議論するわけにはいきませんが、関係者がそういう考え方でいるということだけ、

ぜひ御理解いただいております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑  
(母子保健推進事業費について)

河西副委員長 福の25ページですけれども、条例の中でも説明をいただきましたが、今、大変少子化が懸念されているということで、健康で丈夫な子どもをしっかりと産んでもらうには、やはり妊婦健診というのは大変大事であります。この妊婦健康診査支援基金事業費補助金についてお聞きしたいんですが、これは出産または子育て支援の拡充策の1つとして、妊婦健診の充実や公費負担が拡大されたということだと思います。これは大変いいことだと、私自身もうれしく思っておりますけれども、その中で現在の県内の市町村が実施している妊婦健診の実施状況をまずお聞きしたいと思います。

荒木健康増進課長 平成19年7月より県内のすべての市町村におきまして、最低5回は実施されておまして、平均としては5.8回ということになっております。これは全国ベースで見ましても第10位ということになっております。市町村におきましては独自の上乗せ健診を行ってまして、すべて合わせて15回行っているところが1町、10回行っているところは2市町、8回行っているところは1町、7回行っているところが1市という状況です。

河西副委員長 今までは5回分の財政措置がなされていたわけですが、先ほども説明がございましたが、必要とされている健診は14回だということです。それで残りの9回分を今回財政措置していただくということで、国が半分、また市町村が半分ですけれども、市町村部分はその後交付税措置がされるということでもあります。妊婦健診は大変重要であることは当然であるわけですが、改めてこの妊婦健診を受けることによって、どのようなメリットと申しますか、波及効果があるか改めてお聞かせ願いたいと思います。

荒木健康増進課長 妊婦健診の重要性、そして、昨今必要性が高まっているというところにつきまして、波及効果も含めて御説明申し上げます。まず、やはり妊婦健康診査を定期的に受け、母体や胎児の健康状態の確認をすることによりまして、胎児の成長の実感による母親及び父親も含めて自覚を促すということと、さらには、当然のことですが、子どもの異常の早期発見、そして安全・安心の確保ということです。昨今は出産年齢の上昇ということで、30歳以上で出産されるという方が、平成2年は山梨県内で39.8%でしたが、平成18年では55.1%ということで、30歳を超えて出産される方が半数以上です。高齢出産になりますと母体への影響ということと、そして出生胎児につきましても、例えばダウン症がふえるというようなデータもございますので、常に定期的な健康診査が重要になります。

あとは例えば風疹、あるいはHIV、あるいはウイルス性肝炎というような感染症もございますので、そういうものを早期に見つけて予防するということも可

能になります。昨今問題になっておりますように、例えば飛び込み出産等で、一度も妊婦健康診査を受けないという場合におきましては、母体にどのような感染症があるかわからないため、受け入れる先生方もなかなか非常に難しいということで、産科の先生方にとっても定期的に健診を受けることによって、そういう事例がなくなるということであれば、非常によいのではないかという声も届いております。それが波及効果の1つかなと思っております。

河西副委員長 今、分娩を扱っている医療機関が、大変減少しているということを聞きますが、妊婦健診は、県内では何カ所ぐらい受けられる場所があるのでしょうか。

荒木健康増進課長 分娩機関というのはご承知のとおり非常に減っているところでございます。分娩は取り扱わなくても妊婦健康診査は取り扱うという機関もございまして、平成14年度の少し古い数字にはなっていますが、市町村が委託している妊婦健診の委託医療機関数は52カ所となっております。今回の補助制度の拡充においては、これまでの医療機関だけではなくて、助産所においても実施していただくこととなっておりますので、助産所などでもできるように検討していくところでございます。

河西副委員長 この制度の拡充につきましては、実施するのは市町村だと思いますけれども、市町村ではどのような取り組みをしていくのかお聞かせ願いたいと思います。

荒木健康増進課長 まずこの制度をできるだけ早く、そして足並みをそろえてやっていただきたいということで、県が調整機能を果たしたいと思っております。市町村に対しまして12月、1月、あるいは時期に応じて説明会等を開催し、質問がある点については、国に問い合わせるということでの調整を果たさせていただいています。さらには実際に健診を行っていただく県の医師会あるいは県の産婦人科医会、そして市長会あるいは町村会など関係機関との調整をさせていただき、県としてもできるだけこの制度についてアナウンスするとともに、すべての市町村が取り組めるように助言をしまいたいと思います。

河西副委員長 せっかくの大変いい制度ですから、必要とする回数すべてを市町村が実施できるように、県の指導をお願いしたいと思います。

（休憩）

（県営病院事業会計への繰出について）

岡委員 福の23ページですが、県立病院問題は、特別委員会まで設置をしながら、大変議論をしてきた経過があるわけです。まして知事は今までの一般独立行政法人から、特定独立行政法人へ方向がえをした経過もあるわけですので、できましたらもう少し詳細な説明をお願いします。

篠原県立病院経営企画室長 まず医業収益負担金4,905万2,000円ですが、これは県立病院経営企画室の職員が5名ふえておりまして、その人件費とかコピー代といった事務経費が、昨年度の当初予算計上時には見込まれておりませんでしたので、それを今回計上したものです。

医業外収益負担金につきましては、平成19年度の企業債の借入利息の確定による減ということで、他会計負担金につきましては、繰上げ償還に伴う10億1,783万7,000円をお願いしています。これにつきましては、後ほど病院事

業会計で詳しく説明させていただきますが、平成2年と3年に、北病院が建設時に借りた6.2%と6.6%の高率の起債がありまして、その起債については繰上げ償還をしてよいと、国で制度的に認められましたので、経費の3分の2を一般会計で負担するという繰り出しの基準となっています。

それから、出資金ですが、これは今回国からきました地域活性化生活対策臨時交付金を使いまして、北病院の外来診療室が従来は6部屋しかなかったものを、こういう時代で患者さんが多く来られますので、待ち時間等を短縮したりするためにも6部屋を9部屋にするものです。また、院内のバリアフリー化をして、患者さん等が動きやすい施設にしたいということで、合わせて出資金として7,275万1,000円の繰り出しをお願いしております。総額が合わせまして11億3,419万7,000円となっております。

岡委員 了解しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第57号 平成20年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第58号 平成20年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第64号 平成20年度山梨県営病院事業会計補正予算

質疑  
(過年度損益修正損について)

岡委員 福の33ページ、特別損失について、なぜ、そのようなことが起きていたのかということを含めて、お聞きしたいと思います。

篠原県立病院経営企画室長 正規医師の時間外勤務につきましては、平成14年に労使双方が協議の上、1日4時間、1月45時間、年360時間を範囲内とする協定を締結しておりました。その後適正な時間外勤務の実施に取り組んできたところです。一般的に医師の勤務は不規則でして、勤務時間の実態の把握が難しいことや、勤務と実質的な研究などの区分がわかりづらいといった理由で、協定内容の範囲内で時間外勤務を行うという取り扱いを、従前はしてきました。この協定を超えた部分についてはカットしていたものです。また非常勤医師につきましては、県の非

常勤嘱託取扱要綱に基づき、他の非常勤職員と同様に週の勤務時間を定めた雇用を前提としていたことから、時間外勤務にかかわる命令がなく、手当の支給を行ってこなかったものです。

実質的には、医師の上司である統括する医師が、時間外勤務の命令を出していなかったというのが実態でして、改めて手術台帳とか当直日誌から調査し、積み上げたものが約2万2,710時間、1億2,765万4,000円ということで、今回、補正をお願いしております。

岡委員 平成14年に協定を結んでいるということですが、今回の補正の1億2,700万円は、平成17年、18年、19年の3カ年についての分ですけれども、それ以前の平成15年、16年の分はどうなったのか、お聞きします。

篠原県立病院経営企画室長 今回の1億2,765万4,000円については年度とすれば3カ年分としていますが、正確に言いますと18年の3月から2年間の分です。なぜこの2年間かといいますと、労働基準監督署の是正勧告の遡及期間が2年ということとして、労働基準法は賃金の請求権が2年ということですので、それにつきましては労働基準監督署ともよく話をした結果、それ以前につきましては平成14年の協定が、生きていますと私たちは理解しております。

岡委員 わかりました。以上で結構です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以上

教育厚生委員長 棚本 邦由